

平成 29 年 10 月 30 日

日本学術会議会長 殿

## 課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

### 記

1. 提案者 山極 寿一（会長）
2. 委員会名 医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会
3. 設置期間 幹事会承認日から平成 30 年 3 月 31 日

#### 4. 課題の内容

##### (1) 課題の概要

第 23 期において委員会では、以下のような我が国における医学・医療領域におけるゲノム編集技術についての検討に係る審議を行った。

- ①ゲノム編集技術を用いた医学・医療分野における基礎・応用研究の現状分析
- ②生殖細胞・受精初期胚を対象にゲノム編集技術を用いることの生命倫理上の問題点の検討
- ③ゲノム編集技術を用いた医学研究とその臨床応用にあたって留意すべき基本的な考え方の検討

審議結果を踏まえ、提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方」を公表したが、当該委員会で取りまとめた提言の英語版を作成し、検討結果の概要を海外のアカデミーに周知することとする。

##### (2) 審議の必要性

2017 年 9 月 27 日に提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方」を公表したが、本委員会での検討結果の概要を海外のアカデミーに周知するため、英語版の提言を作成するための審議を行う必要がある。

##### (3) 日本学術会議が過去に行っている検討や報告等の有無

2017 年 9 月 27 日に提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術の

あり方」を公表。

**(4) 政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミーの関連する報告等の有無**

- ・総合科学技術・イノベーション会議 ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究について（中間まとめ）（2016年4月）
- ・米国科学アカデミー他 ヒトゲノム編集国際会議声明（2015年12月）
- ・総合科学技術会議 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方（2004年7月）
- ・厚生労働省 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（2015年8月）
- ・厚生労働省／文部科学省 ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（2010年12月）

**(5) 各府省等からの審議依頼の有無**

- ・なし

**5. 審議の進め方**

**(1) 課題検討への主体的参加者**

第23期に提言を取りまとめた「医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会」委員で引き続き検討を行うことが適当である。

**(2) 必要な専門分野及び構成委員数**

すべての専門分野。

各部会員2～3名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計20名以内。

**(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール**

委員会設置後、鋭意会議を開催して11月に開催される幹事会に英語版提言を報告することを期するものである。

**6. その他課題に関する参考情報**

内閣府総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会がヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究について鋭意検討を行っている。